

契約管理番号：G 2 6－N 2 6－〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇－〇〇

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—————	仕様書番号	ZDP-R-K6000
名 称	輸入 航空機部品（部品算定）〇〇外（個別仕様書）	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	R 8. 5. 11
		改正年月日	
		航空補給処航空機部航空機整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，輸入 航空機部品（部品算定）〇〇外の調達について規定する。

1.2 用語及び定義

用語及び定義は，次による。

- a) **キュアリング（Curing：加硫）** 合成ゴムの部品及び材料（以下，合成ゴム部品等という。）を製造又は修理する過程における加硫。
- b) **シェルフ・ライフ・コントロール（Shelf Life Control：保管期限統制）** 保管中に劣化又は発錆などにより品質が低下するおそれのある品目について，キュアリング，組立，受領検査などを行った日からその品目を本来の使用目的に支障なく使用し得る状態を維持するため，最大限の保管期限を指定し，これに伴う特定の検査，出荷などに関する業務統制。
- c) **海自ロジスティクス基盤システム（以下，LoDI という。）**
海上自衛隊のロジスティクス活動を支える情報システムであり，海上自衛隊が保有する装備品等の構成や諸元，メンテナンスや会計等，様々なデータを保持するデータ基盤である。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，特に版を指定するものを除き，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

MHP-V-62010 航空機部品包装共通仕様書

ZDP-R-X0004 航空機用輸入部品（ファクトリーニュー）調達共通仕様書

M12S-G-00017 海自ロジスティクス基盤システム用基礎データ作成共通仕様書

b) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（防衛庁訓令第115号 平成18年12月28日）

海上自衛隊経理執務要領（令和8年4月〇日）

2 製品に関する要求

2.1 要求事項

この個別仕様書及び**附属書A**に規定する事項のほかは，**ZDP-R-X0004**による。

2.2 数量及び納入場所等

数量及び納入場所等は、**付表 1** のとおり。

2.3 その他

この部品の製造者については、**付表 2** に示す製造者コードに対応するものとし、この個別仕様書に規定する以外の指示については、**附属書 A** に基づくものとする。

3 出荷条件

3.1 納入条件

ZDP-R-X0004 の**4.1**は、次のとおり読み替えるものとする。

“納入する製品は、完成検査の日からさかのぼって1年以内に当該輸出国において所要の検査が行われたものとする。保管期限が指示された品目を納入する場合は、保管期限の始期が官側の検査日からさかのぼって1年以内でなければならない。その場合、**M12S-G-00017** の**包装の表示**に保管期限（60か月等）を記入する。”

3.2 包装

包装は、**MHP-V-62010** によって実施し、包装のレベルは次による。

- a) 個装レベルはCとする。
- b) 外装レベルはIIとする。

4 コンプライアンスの遵守

下請負者等を使用する場合は、コンプライアンス意識の徹底及び遵守を図るものとする。

5 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

附属書 A (規定) L o D I 導入後の業務処理要領

A.1 適用範囲

この業務処理要領は、海上自衛隊航空補給処の契約に係る航空機用国産部品調達において、L o D I 導入後の契約の相手方が実施する業務処理要領について規定する。

A.2 一般的要求事項

契約の相手方は、L o D I 導入に伴い、ZDP-R-X0004 及びこの業務処理要領に基づいて調達するものとする。また、L o D I に装備品等の構成や諸元を登録するため、契約の相手方は、この業務処理要領で指示されたデータを作成し、官側に提出するものとするものとする。

A.3 製品に関する要求

A.3.1 製品の表示

ZDP-R-X0004 の 2.4 は、次のとおり読み替えるものとする。

“製品の表示は、M12S-G-00017 の 4.4 によるものとし、容易に消えない方法で明瞭に表示する。ただし、小型部品で表示が困難である場合は、個装ごとに M12S-G-00017 の付表 8 で示す包装の表示に表示するものとする。

注記 ZDP-R-X0004 の 2.4 に規定されるストックタグは作成しないものとする。

A.3.2 シェルフ・ライフ・コントロール

契約の相手方は、寄託を受けた部品及び材料で、保管期限がある品目については、シェルフ・ライフ・コントロールを実施するものとする。対象品目は内訳書に記載することを標準とする。

A.3.3 包装の表示

包装の表示は、M12S-G-00017 の 4.5 によるものとするほか、期限管理基準日欄には、契約不適合修補の請求期間を記載する。

A.3.4 装備品 QR コードの作成

M12S-G-00017 の 4.4 に規定されている装備品 QR コードの刻印又は貼付の開始時期は官側の指示によるものとする。

A.4 提出データ及び提出書類

- a) 提出データについては、表 A.1 を標準とし、その他提出書類については、表 A.2 を標準とする。
- b) 官側から提供する海自ロジスティクス基盤システム用基礎データ作成支援ツール (Microsoft Excel) (以下“基礎データ作成支援ツール”という。)により作成することを標準とし、項目は、M12S-G-00017 の付表 1～付表 4 を標準とする。
- c) 装備品等の種類ごとに異なる項目や、各項目の入力規則、文字数などの細部は、基礎データ作成支援ツールによる。

表A.1－提出データ

番 号	提出データ名	提出時期	提出先	備 考
1	装備品等の構成要素データ	納品時	要求元	a)
2	メンテナンス関連データ	完成検査時		
注a) M12S-G-00017により作成する。なお、L o D I で端末入力を実施した場合には、提出を求めない。				

表A.2－提出書類

番 号	提出書類名	提出時期	部 数	提出先	備 考
1	検査等申請書	完成検査時	3	検査官	海上自衛隊経理執務要領 (別紙様式第○)
2	検査成績書		1		様式適宜
3	納品書		6	分任物品管理官	防衛庁訓令第115号 別記様式第38